

Title	〔商法 七四〕 振出日の記載を欠く確定日払約束手形の効力
Sub Title	
Author	米津, 昭子(ヨネツ, テルコ) 商法研究会(ショウホウ ケンキュウカイ)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.8 (1968. 8) ,p.83- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680815-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 七四〕 振出日の記載を欠く確定日払約束手形の効力

【判示事項】

- 一、振出日の記載を欠く確定日払約束手形の効力
- 二、手形の支払を担当する銀行が手形に押された偽造印影が届出印影よりひと廻り大きい等の相違があるにも拘らず支払をなした場合に特約による免責を認めた事例

【参照条文】

商法第二四七条、第二五二条

【事実】

昭和三五年四月七日、原告Xは、X振出の手形を、手形に押捺された印影と、予めXが被告Y銀行に提出した印鑑による印影を照合し符合した場合はXの計算においてその当座預金から支払うという、所謂当座勘定取引契約を被告Y銀行との間で締結した。そこで

（京都地裁昭和四〇・五・一一判決
昭和三八（ワ）五六〇号損害賠償請求事件
下級民集一六卷五号八四一頁）

被告Y銀行東九条支店は、右契約に基づき、X振出名義の約束手形五通をその当座預金から支払った。

ところでその五通の手形は、Xの義母がXの印鑑を偽造し、これを押捺してX名義を冒用し振出したものであり、更に右五通の手形のうち三通には振出日の記載がないのにY銀行東九条支店が支払つたものである。

そこで原告Xは、X届出印鑑の印影は本件手形に用いられた印影より一廻りも小さく、全体的印象が異なるし、形態上もとくに顕著な相違点はX名義の藤林の林のつくりの木の字「」の部分が届出のものでは下へ約二ミリのびているのに、本件手形に用いられたものは下へほとんどどのびていないから、X提出の印影と照合すれば容易に本件手形が偽造であることが判明するのに、Y銀行が右照合を怠

り、且通常の注意義務をつくさず、前記契約上の義務に違反して、Xの当座預金からいづれもその満期に右手形金合計七一八、八〇〇円を支払い、Xに同額の預金返還請求権を消滅させて右金員相当の損害を与えたものであるとして、手形金合計七一八、八〇〇円とそれの利息の支払を求めて本訴を提起した。

そして、このようにY銀行は原告Xの当座預金からXに支払義務がないのに拘らず本件偽造手形につき支払をなしたが、かかる支払は前記支払委託契約上無効であるから、その後XはY銀行との本件当座勘定取引契約を解約したが、その解約当時、まだY銀行はXに対し七一八、八〇〇円の当座預金返還債務を負担していたとして予備的に右金額当座預金返還債務の履行を請求した。

これに対し被告Y銀行は、本件手形が偽造であるかは知らないし、確定日払の約束手形についてはその振出日の記載は実益がないからこれを欠いても手形として有効であり、かかる手形の支払をすることは銀行の慣行となつてゐる。したがつて被告Y銀行がその支払をしたことは何ら違法ではない。それ故Y銀行には契約上の義務違背はなく、債務不履行を理由とするXの請求に応ずる義務はないと抗弁した。

そして仮りに本件手形が偽造であるとしても、本件手形に押捺されたXの偽造印はX届出の印鑑に酷似し、通常の方法ではその判別が極めて困難であるから、Y銀行の係員がこれに気付かなかつたことは過失がないばかりでなく、被告Y銀行は本件当座勘定取引契約において、原告X提出の印影と手形に押捺された印影とが符合する

とY銀行が認めて手形の支払をなした場合には免責される旨の特約をしたのであり、Y銀行の係員は本件手形の支払に際しては通常の方法を以つて印影の照合をした上、X提出の印影と同一と認めて支払つたのであるから、Y銀行は免責される。また、かかる場合にはそれがたとえ偽造手形であつても銀行の責任は免除される旨の商慣習があり、本件契約当事者は、この商慣習に則る意思で契約をした。また仮りに右主張が認められないとしても、被告Y銀行の本件手形に対する支払は、債権の準占有者に対する弁済であるから、Y銀行の支払は有効な支払であつて、これによるXの損害についてY銀行に責はない。更に、仮りに右各主張のいずれもが認められないとしても、原告Xは、昭和三五年一〇月二七日日本件各手形と同額の小切手五通を振出し、本件手形と交換してY銀行に交付し、Y銀行の右支払を右小切手によるXの預金から支払うことにしたのであるから、これはY銀行の本件手形の支払を有効として追認したものである。あるいはこれが仮りに追認でないとしても、これはXのY銀行に対する損害賠償請求権、及び預金払戻請求権を放棄したものであると抗弁した。

これに対してXは、かかる小切手をY銀行に対し振出したのは、Xが本件手形が偽造であることを知つて後日の証拠とするためにY銀行にその返還を求めたところ、Y銀行が事務の整理上必要だとしてXの小切手を要求したため、これに応じてY銀行に小切手を交付したものであつて、これは追認又は権利を放棄するためにしたのではないと述べた。

【判旨】

本件手形はXの義母が、擅にXの印鑑を偽造してこれを押捺してX名義を冒用して振出したものであることが認められる。そして五通の約束手形のうち三通は、振出日の記載のないまま支払つたものであるが、惟うに本件手形のように確定日払の手形についてはその振出日の記載は、これを要求する意味がないと考えられる。勿論振出も法律行為であるから、行為の日を明確にするために手形法は確定日払の手形についても振出日の記載を要件としたものと考えられるが、すでに手形に記載する振出日は必ずしも現実の振出行為の日を記載することを要しないと解されており、従つて、また、振出人の振出当時の権利能力や行為能力については、手形に記載の振出日を標準とするものではないのであるから、振出日の記載は確定日払の手形に限つて何の必要もないものと言わねばならない。それ故確定日払の手形に限つて振出日の記載の欠除はその手形を絶対的に無効と解すべきでない。したがつてY銀行東九条支店が前記各手形の支払をしたことは前認定の偽造の点を除けば無効の手形の支払をしたものとはならない。

そこで次にY銀行東九条支店が、偽造である本件五通の手形の支払をしたことが当座勘定取引契約に基づく義務に違反した債務不履行の責を負うべきかについてであるが、前記当座勘定取引契約は、X振出の約束手形についてXの当座預金から支払うことを約しているのであるから、偽造手形についてY銀行が支払をすることが契約義務に違反することは勿論である。

ところで本件X、Y銀行間の当座勘定取引契約は、予めXがこの当座勘定取引に使用する印鑑の印影をY銀行に提出して置き、Y銀行は、支払をすべきX名義の手形の印影を右提出印影と照合して符合した場合にその手形を支払うというのである。そしてこの場合の照合方法は、現在市中銀行では係員が肉眼で予め提出された印影と手形等の印影とを対象してその形、字型等を比較して判定する所謂平面照合をするのが一般であり、更に短時間内に多量の手形小切手類の印影照合をしなければならぬ関係から、係員は時に支払委託者の提出印影を覚えて置いて一々提出印影簿との現実の照合をしないで所謂記憶に基づく照合をし判定しているのが実情であること、Y銀行東九条支店も、通常これらの方法によつて処理しており、本件手形についても右の方法によつて印影照合をした上Xの提出印影と同一と認めて支払をしたことが認められる。してみればY銀行東九条支店が、本件手形が原告Xに支払義務ある手形として支払つたことは万全の注意義務をつくしたものと云えない過失があるとしても、本件偽造印は極めて巧妙に造られており、Xの提出印影より一廻り大きいとは言つても極く僅かであるし、つくりの木の字の相違点も右下の極く一部であつて、他の部分の字割については肉眼では判別できない程で、全体としてX提出印影に極めて酷似していることが認められる以上、短時間内に多量の印影照合をしなければならなかつたことに鑑みると、Y銀行が銀行として経済界に占める重責、社会的信頼を託された機関であることを考慮に入れても、右過失は軽微なものと認められる。

そうすると、Y銀行は、その過失は軽微とは言つても、過失による契約違反の責を負わなければならない。

そこでXY銀行間になされた本件当座勘定取引契約に存する所謂免責約款を見るとその趣旨は、右約款によつて免責されるのは、Y銀行が通常の注意義務をつくして印鑑照合の上X提出の印影と符合するものとY銀行が認めて支払をした場合に限るもので、且その支払より生ずるすべての責を免れるものと認められ、しかもその照合方法は前認定の市中銀行が一般に行つてゐる方法を以つて足るものと認められる。

そうすると、Y銀行東九条支店が本件手形の支払をしたことは軽微な過失があるに過ぎないのであるから、Y銀行の右支払による契約違反の責は免除されるものと言わねばならない。したがつてY銀行の債務不履行を理由とするXの本訴請求は理由がない。

次にXの予備的請求であるXのY銀行東九条支店における当座預金残高は、Y銀行がした本件手形の支払のための払出額を控除すると皆無であることは明かであり、Y銀行がXに対し本件手形の支払から生ずる責を免れることは前に認定した通りであるから、Y銀行がXの支払担当者としてした本件手形の支払がXとして非債弁済となるとしても、XはY銀行に対しその不法の責を問うことはできないものと言ふべきである。したがつて最早やXはY銀行に対する当座預金残高払戻請求権を有しないことは明かである。そこでXの予備的請求も認容することができない。

【評釈】

判旨に反対。

本件は、約束手形の振出人と当座預金契約を締結した銀行が、手形に押された偽造印影が届出のものよりひと廻り大きい等の相違があるにも拘らず支払つた場合、その支払が振出人に対して効力を生じ、それによつて生じた損害については振出人が責任を負うのかという問題である。

当座預金契約を締結した銀行は、受任者としてその契約に基く善管注意義務を負うことはいうまでもないから、銀行がその契約に違反した場合は債務不履行の責を負うのは当然である。

ところで当座預金契約には、手形に押捺された印影が、予め銀行に届け出た印鑑と相違ないと認めて支払つた場合には、その支払等の処理は振出人に対して効力を生じ、銀行はこれによつて生じた損害について責任を負わない旨の特約があるのが通常である。そしてこの特約は短時間内に多量の支払をなさなければならぬ銀行取引の実情と、しかもこれを敏速に処理しなければならぬ取引の要請から考えれば、合理的根拠があり、有効といえるであらう。したがつて、この特約により手形に押捺された偽造印影が、予め銀行に届け出た印鑑と相違ないときは振出人が責任を負うことになる。しかしこの特約も、銀行は支払に際し、単に印鑑照合をすればそれで足りるという意味と解すべきではなく、例えば手形用紙の照合など銀行が銀行業者としての注意義務を尽してもなお偽造を発見できないような場合に限つて銀行が免責されると解すべきである(同説・矢沢・瀧

問七七一)。

(同説・矢沢・瀧
一自習商法三〇

本件の場合も、かかる特約が原告X、被告Y銀行間に存する場合であるが、支払担当銀行であるY銀行は、手形に押捺された印影とXが予め提出した印影を現在一般に市中銀行で行っているように、係員が両者を肉眼で対象してその形、字型等を比較して判定する所謂平面照合をなし、さらに短時間内に多量の手形小切手類の印影照合をしなければならぬ関係から、時に支払委託者の提出印影を係員が覚えておいて、一々提出印影簿との現実の照合をせず所謂記憶にもとづく照合をなしており、本件の場合も、かかる照合をなした

ことが認定されている。しかし実際は、手形に押捺された印影と、Xの提出印影とは一廻りも異するというのである。支払担当銀行が、かかる特約に基づき免責されるのは、前述せる如く、単に印鑑照合だけすればよいのではなく、銀行業者としての注意義務を尽した場
合でなければならぬ。してみれば、いかに銀行業務が多忙でも、せめて現実には提出印影と手形に押捺した印影とを照合する必要があるのではなからうか。勿論記憶によつてなす場合も考えられるが、その場合にも銀行が免責されるのは、現実には両者を照合しても、使用印影と届出印影とが異なることを容易に発見出来ない、少くとも支払人に過失がないと認められる場合についてであり、現実には照合すれば容易に発見できたような印影の一廻りの大きさの差異があるような場合は含まないと解する。したがつてかかる方法によつてはY銀行が銀行業者としての注意義務を尽したとはいえないであらう。しかしこの点は判旨が、本件偽造印は極めて巧妙に作られており、Xの提出印影より一廻り大きいとはいつてもごく僅かであるし、つく

りの木の字の相違点も右下のごく一部であつて他の部分の字劃については判別出来ないほどで全体として原告提出印影に極めて酷似していることが認められる、と述べているので、はたしてY銀行が両印影を照合してもその差異が発見出来ない程であつたかは事実認定の問題である。したがつてここでは本件に表われた点からだけみれば、Y銀行が銀行業者としての注意義務を怠つており、かかることを根拠に銀行業者はこの特約により免責されるものではないことを述べることとする。

次に本件五通の約手のうち、三通には振出日の記載を欠いているため、振出日のない確定日払の約束手形の効力が問題になる。

手形法上、振出日は必要的記載要件の一つであるから、その要件の一つを欠いても、その手形は無効とされている(手形法七六条一、項七五条六号)。

この場合の手形要件とは、そのものが手形であるための要件で、これを欠いた場合は単に約束手形に限らず手形ということではできない。

したがつてそれが確定日払手形であつても、手形である以上は振出日の記載がないと無効である(大判・昭・六・五・二二民第五も約手に振出日として振出したもので、その場合は、白地補充権も併せて授与したものとみるのが相当だとされている。これは間接的ながら振出日の記載の手形要件性を認めているといえる。判例時。報二四三・二九。なお昭・三九・三二〇大商判も、同説である。商事法務三七二・一一)。

したがつて確定日払手形の振出日は、他の手形と異つて(日附後定期払手形においては満期を決定する基準となるし(手形法三六、一。項後定期払手形ではその引受呈示期間を定める基準となり(手形法七七八条二項二一。項)、一覽払手形においてはその支払呈示期間を定める基準となる(手形法三四条))、振出日が必要な記載要件とする実質的理由のないことを根

拠に、振出日のない手形も有効とすることは出来ない。

もつとも振出日は手形外觀解釈の原則から、必ずしも真実に手形が振出された日を記載しなくてもよく(大判昭三三・五・二四民録〇、七・九同昭三・二・六民集七・五〇、同昭五・一・二七)、振出人の手形能力や代理人の権限の有無等は、実際に手形を振出した日によつて決定される。

そこで振出日として暦にない日附を記載するごとく(例えば、大正一四年一月三一日を振出日とする場合)、不完全な記載をなした場合が問題となるが、判例は多くその日に手形行為がなされるはずがないことを理由に、かかる手形も無効としている(大判昭六・五・二二民集〇・二六五同昭五・一・〇・五・八)。しかし手形の記載そのものを社会通念から合理的に解釈出来るならば、そのように解釈することは妥当である。したがつてたとえ振出日が昭和三年一月三一日の時に、一月末日の記載があつたものと解し(大判昭五・七・一、振出日を一月三〇日

〔労働法 五〇〕 就業規則の効力発生要件、不確定期限の協約の終了時期

としてあるものを有効とすること(大阪地判昭三・九・九)はさしつかえないであろう。また振出日の年次の欠缺している場合にも、手形上の他の記載事項(たとえば満期の年次や印紙消印の年次等)を材料として、できる限りこれを有効と解することは正当である。しかしこれと振出日を全く記載しない場合とは区別しなければならぬ。すなわち手形の必要的記載要件から振出日を立法的にはずしてしまふならともかく、そうでない以上は、振出日のない手形は無効と解することが当然である。

したがつて本件の場合も、確定日払の手形に、振出日を記載する意味がないことを理由に、振出日のない手形も有効と解すことには反対である。

(米津 昭子)

【事実】

被申請人(以下、会社という)は、東京都港区に本店を、川崎市に支店、工場を有し、通信機、テレビ、ラジオの測定器等を製造、販売する会社である。

申請人は、昭和二九年三月右会社に入社し、同社の川崎工場製造部開発課開発係に属して、無線通信機の組立、配線調整等の仕事に従事してきた工具である。

ところで会社は昭和三八年四月一日初めて、満五五歳の停年退職

日本通信機事件
横浜地裁昭和四一年(三)第九五一号
昭和四三年四月六日仮処分判決
労働経済判例速報六四〇号